

## 金融所得課税の一体化についての基本的考え方

平成 16 年 6 月 15 日に税制調査会金融小委員会により「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(以下、「報告書」といいます)が公表されました。今後は同報告書に示された基本的な考え方にしたがって実務面の検討がなされることとなります。先日公表された平成 17 年度の政府税調の答申によれば、来年度における具体的な措置は見送られる見通しですが、基本的に同報告書の示した方向性を支持しています。本稿では同報告書の内容を概説します。

### 1. 金融所得課税の一体化の背景及び意義

わが国では少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示しており、今後の人口減少社会においては、貯蓄率の反転上昇を期待することは困難です。したがって現存する金融資産を効率的に活用することが経済の活力を維持するために重要になります。このような状況の下で、今まで「貯蓄」を中心に行ってきた一般の個人にとって、より一層「投資」を行い得る環境を整備する必要が生じています。

このような「貯蓄から投資へ」という政策的要請を背景に、一般の個人の投資対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、金融所得課税を一体化し、金融商品間の課税の中立性を確保し、簡素でわかりやすい税制を構築すること及び株式投資リスクの軽減を図ることが必要となります。

報告書では金融所得課税の一体化について 金融所得間の課税方式の均衡化、及び、金融所得間の損益通算の範囲拡大、の2つの観点について検討しています。

### 2. 金融所得間の課税方式の均衡化

報告書においては、金融所得間の課税方式の均衡化について、具体的な事例として、株式の配当、公社債等の譲渡損益、外国預金の為替差益及び保険商品を取り上げ、以下のように改正の方向性を示しています。

所得	現行制度（2004年9月時点の所得税の課税関係）	改正の方向性（課税方式）
株式の配当	20%の源泉税が課され、配当所得として総合課税を原則とするが、上場株式に係る配当については税率10%（国税7%、地方税3%）の源泉税により申告不要となる等の特例がある。ただし大口個人株主については特例の適用はない。総合課税選択の場合、配当控除や株式取得に関する負債利子控除の適用の可能性あり。	税率20%による申告分離課税とする。ただし大口株主については事業参加的側面が強いことから総合課税を維持すべきである。配当控除や負債利子控除の位置付けは再検討する。
公社債等の譲渡損益	譲渡益は非課税。譲渡損はないものとみなされる。	譲渡益は株式と同様に課税するとともに、譲渡損は税制上の譲渡損失として取り扱うべきである。
外貨預金（為替差益）	為替差益は雑所得として総合課税される。	税率20%による申告分離課税の対象とすることを検討すべきである。
保険商品	金融類似商品に該当する場合は20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税。その他の保険商品から生じる収益は、一時所得又は雑所得として総合課税が行われる。	満期保険金や解約返戻金等の収益が満期時または解約時までの保険料の運用成果と見なせる場合には、税率20%による申告分離課税の対象とすることを検討すべきである。

### 3. 金融所得間の損益通算の範囲拡大

現行制度において、金融所得は様々な異なる所得分類に属し、異なる所得分類間での損益通算は制限されています。金融所得は経済的に見れば、いずれも金融商品から生じる利益や損失であることから、金融所得間における損益通算の範囲を拡大し、損失の控除をより広く可能とすることにより、投資リスクの軽減を図ることが期待されています。

一方、分離課税される所得と総合課税される所得との損益通算や、分離課税でも税率の異なる所得の間の損益通算を認めることは適当でないという意見も示されています。また、損益通算の範囲を拡大することによる税収への影響も考慮する必要があるとしています。

報告書においては、具体的検討として、以下の4つの事例をあげています。

株式譲渡損益と公社債譲渡損益の損益通算を認める。

上場株式の配当と譲渡損失、公募株式投資信託の収益分配金と譲渡損失の間の損益通算について、一定の制限を設けた上で認める。損益通算しきれなかった株式譲渡損失については、翌年以降繰越しの対象とし、翌年以降も損益通算を可能とする。

利子所得については、現行の源泉分離課税から申告を可能とする制度に改め、支払調書制度を整備した上で、株式譲渡損失との損益通算を認める。その場合、官民双方の事務負担及び税收減への影響を考慮する。

個人が保有する株式について、株式の発行法人が倒産して株式が無価値となった場合の損失は、現行では税制上の損失とならないが、株式譲渡損失と同様の取扱いとする。一方、預金のペイオフ損失は現行通り税制上の損失とは認めない。

なお、金融庁の平成17年度税制改正要望事項として、以下の3つが示されています。

株式等(未上場株式を含む)、株式投資信託、公社債・公社債投資信託、先物・オプション、預金等の各種金融商品から生じる収益と損失について、損益通算を幅広く可能とすること。

損益通算に当たっては、特定口座の利用を可能とすること。

通算に当たっては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の対象を拡大するとともに、繰越控除期間を3年から5年に延長すること。

#### 4. 納税環境の整備

報告書では、金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備が必要であるとしています。

現行の税制では、ほとんどの給与所得者が納税申告を行わないで済みますが、損益通算の範囲を拡大した場合、損益通算を行うための申告を行う必要が生じ、納税者の申告機会が増加します。これは納税者が自ら申告する所得税のあり方として望ましいとしながらも、納税者・投資家の利便性や適正な税務執行の観点から、申告に先立って、支払時点で徴収しておく源泉徴収制度が引き続き重要であるとしています。

税務当局に限られた人員と時間で申告書及び支払調書の内容を確認するため、何らかの番号制度が必要であるとしています。税制調査会の議論では、住民票コードを利用する意見も出ています。ただし、納税者番号制度について国民の理解が十分でないため、全国民を対象とする全国一連の番号制ではなく、損益通算の適用を受けようとする者のみを対象とする選択制の番号制度も考えられるとしています。

また、納税者番号は納税者から支払者に対して通知することになるので、支払者から番号情報が漏洩する恐れがあります。平成 15 年に成立した個人情報保護法に加え、納税者番号に係るプライバシー保護のための特別な措置を検討すべきであるとしています。

© 2004 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com) Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村